

2 主な現在の取組

基本目標 1：誰もが安心・安全に暮らし続けることができる住まいの実現

施策 1：若者・子育て世帯の安心・安全な暮らしづくり

○子育て世帯向け家賃補助等による支援

・ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業【担当部署：住宅課】

補助対象地区（西部・中央部地区）内のアパートや戸建住宅などの民間賃貸住宅に転入した子育て世帯に対し、家賃の一部を補助することにより、空家の活用と若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めます。

○市営住宅等への子育て世帯の優先入居の実施【担当部署：住宅課】

中学校卒業前の児童を扶養している子育て世帯と、母子・父子世帯を対象とした、市営住宅等（特定目的住宅）への優先入居の取組を行います。

施策 2：高齢者・障がい者等の安心・安全な暮らしづくり

○高齢者等住宅改修の促進

・介護保険住宅改修費支給制度（住宅改修費）【担当部署：介護保険課】

要介護認定を受けている方が在宅での生活を継続させるため、自宅に手すりの取り付けや段差解消などの工事を行う際、函館市が要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、負担割合に応じ、改修工事費用の7～9割を支給します。

・いきいき住まいリフォーム助成事業【担当部署：高齢福祉課】

高齢者等の自立を助長するとともに、家族等介護を行う者の負担を軽減するため、身体機能の低下した高齢者または重度の身体障害者（以下「高齢者等」という）がいる所得税非課税世帯に対し、その住宅を高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう改造するために必要な費用の一部を助成します。

・日常生活用具給付事業費（住宅改修費）【担当部署：障がい保健福祉課】

重度の障がいのある方などが、日常生活を送るために必要な住宅改修費（玄関等の段差解消等、手すりの設置、20万円以内の工事）の助成を行います。

○高齢者への見守りサービスの普及促進

・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業【担当部署：高齢福祉課，障がい保健福祉課】

身体虚弱のため緊急事態に対応することが困難な方，または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方を対象に，火災・急病・事故等の緊急時に，簡単な操作で消防本部等へ通報できる装置を設置します。

・高齢者見守りネットワーク事業の推進【担当部署：地域包括ケア推進課】

高齢者の孤立を防ぎ，住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう，高齢者の実態把握や，民間事業者等と函館市地域見守り活動に関する協定の締結を行います。

○障がい者への地域生活支援事業の充実【担当部署：障がい保健福祉課】

障がいのある方の地域での生活をサポートするため，相談支援やコミュニケーション支援などの事業を行います。

○市営住宅等へ的高齢者・障がい者世帯の優先入居の実施【担当部署：住宅課】

高齢者や障がい者を対象とした，市営住宅等（特定目的住宅）への優先入居の取組を行います。

○サービス付き高齢者向け住宅の登録と適正運営の推進【担当部署：住宅課】

ケアの専門家による状況把握等のサービスのほか，バリアフリー構造を備えたサービス付き高齢者向け住宅の登録と，その適正な運営が行われるよう指導・監督を行います。

施策3：住宅セーフティネット機能の向上

○市営住宅等の適正戸数の供給

・市営住宅等の供給【担当部署：住宅課】

住宅セーフティネット機能を適切に維持するため，将来的な住宅需要を見通し，市営住宅等を供給します。

・市営住宅等を補完する道営住宅の供給【担当部署：住宅課】

市営住宅等を補完する道営住宅の更新や供給の促進は，北海道との連携を深めながら調整を行います。

○居住支援協議会における支援体制の構築【担当部署：住宅課】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進を図るため，行政・関係団体との連携により，福祉，不動産など分野横断的な支援を居住支援協議会で検討します。

○生活困窮者等への支援

・住居確保給付金の支給【担当部署：地域包括ケア推進課】

住居確保給付金は、誠実かつ熱心な求職活動をすることなどを要件として、一定期間家賃相当分の給付金を函館市から家主の方等に直接支払いを行い、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

・生活困窮者自立支援制度【担当部署：地域包括ケア推進課】

働きたくても働けない、住む場所がないなど、生活に困窮する市民を対象とした相談窓口を開設し、専門の支援員が他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成します。

※自立相談支援事業については、令和4(2022)年度から市内10か所の地域包括支援センターに委託して実施

・不動産担保型生活資金事業【担当部署：亀田福祉課】

(福)函館市社会福祉協議会と連携し、持ち家と土地があっても現金収入が少ない高齢者を対象として、その居住用不動産を担保に生活資金の貸し付けを行います。

施策4：災害に強い住環境の形成

○建築物の耐震化促進

・建築関係団体等との連携【担当部署：建築行政課】

北海道と連携した地震防災セミナーを引き続き開催するとともに、函館市が実施している「出前講座」の開催を働きかけるなど、建築関係団体等と連携した地震防災知識の普及に努めます。

・木造住宅の無料簡易耐震診断【担当部署：建築行政課】

函館市内の住宅所有者に耐震性の目安を把握してもらうため、昭和56(1981)年5月31日以前に建てられた、戸建ての木造住宅を対象とした簡易的な無料耐震診断を実施します。

・木造住宅耐震化支援事業補助金【担当部署：建築行政課，住宅課】

函館市内の住宅所有者が実施する耐震診断や耐震改修に対し、「函館市木造住宅耐震診断支援事業」のほか、「函館市住宅リフォーム補助事業」により、費用負担の軽減のための支援を行います。

○防災意識の啓発【担当部署：災害対策課，住宅課】

函館市防災ハザードマップの配布などにより、防災情報を提供し、市民の防災意識の向上を図ります。また、市営住宅等の入居者を対象に防災に関する情報提供や防災訓練を行い、防災意識の啓発を図ります。

施策5：住まいに対する多様なニーズへの対応

○市営住宅等におけるパートナーシップ宣誓制度への対応【担当部署：住宅課】

市営住宅等について、函館市パートナーシップ宣誓制度における宣誓を行った性的少数者（LGBTQ）の方々を親族に準ずる関係と認め、同居できるよう条例の一部を改正し、運用します。

○定住者誘致の推進

・定住者誘致の推進【担当部署：企画管理課】

大都市圏や他都市にはない函館市の利点を積極的に情報発信するとともに、移住の相談窓口（移住サポートセンター）を設置し、移住希望者への支援を行うほか、情報交流の場となる移住者交流会を実施し、移住者へのサポートを行います。

・U I J ターン新規就業支援事業【担当部署：雇用労政課】

函館市への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県をいう。）から函館市に移住して就業または起業しようとする方が、転居・就業または起業・定着に至った場合に、移住支援金を交付します。

○在住外国人の方への住宅情報の提供【担当部署：国際・地域交流課】

（一財）北海道国際交流センターが開設する外国人生活相談窓口で、住まいに関する情報提供を行います。

○テレワーク、ワーケーションの促進【担当部署：企業立地担当】

函館市内におけるテレワーク、ワーケーションの普及を促進するため、テレワークやワーケーション促進に関する環境整備、情報発信、テレワークを活用した事業に関する調査などを行います。

○省エネや地球温暖化に関する普及啓発【担当部署：環境総務課】

省エネ生活のヒントや節約効果、地球温暖化の状況等について、イラストやビデオ、省エネ照明の実験器などを活用した出前講座を行います。

○住まいの防犯やバリアフリー化に関する情報の提供【担当部署：住宅課】

空き巣などの住まいに関する犯罪を防ぎ、安心して暮らすことができるための防犯に関する情報提供のほか、身体状況によらず安全に暮らすことのできるバリアフリー化に関する情報提供を行います。

基本目標 2：次世代に継承できる住宅ストックの形成

施策 6：環境に配慮した良質で安全な住宅ストックの形成

○住宅リフォームの促進

・住宅リフォーム補助制度【担当部署：住宅課】

環境負荷が少なく、かつ、安心・安全な住まいの実現を支援するため、市民が行うバリアフリー化、断熱化、耐震化の改修工事の費用の一部を補助します。

・バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置【担当部署：税務室】

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く。）のうち、一定期間にバリアフリー改修工事を完了し一定の要件を満たす住宅で、工事が完了した日から3か月以内に函館市に申告したものに限り、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額します。

・住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置【担当部署：税務室】

昭和57(1982)年1月1日以前から所在する住宅のうち、一定期間に耐震改修工事を完了し一定の要件を満たす住宅で、工事が完了した日から3か月以内に函館市に申告したものに限り、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税額の2分の1（認定長期優良住宅に該当する場合は3分の2）を減額します。

・省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置【担当部署：税務室】

平成26(2014)年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く。）のうち、一定期間に熱損失防止（省エネ）改修工事を完了し一定の要件を満たす住宅で、工事が完了した日から3か月以内に函館市に申告したものに限り、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税額の3分の1（認定長期優良住宅に該当する場合は3分の2）を減額します。

○住宅に関する支援制度の情報提供と相談対応

・住宅に関する支援制度の情報提供【担当部署：住宅課】

函館市をはじめ、国や北海道が実施する住宅に関する各種支援制度について、住宅課の窓口においてパンフレットを配布するほか、函館市のホームページ等で情報提供を行います。

・住宅の新築・リフォームに対する相談対応【担当部署：住宅課】

住宅の新築や増改築のほか、高齢者や障がい者などが行うリフォームなどについて、（一財）函館市住宅都市施設公社で行う住宅相談窓口と連携しながら、各種支援制度の情報提供を行います。

○良質な住宅に関する制度の周知

・住宅性能表示制度の周知【担当部署：建築行政課】

建物の耐久性や耐震性，省エネルギー性などの性能を第三者機関によって評価・表示する住宅性能表示制度について，函館市のホームページおよび建築行政課窓口で情報提供を行います。

・長期優良住宅等の周知【担当部署：建築行政課】

長期にわたり良好な状態で使用するための構造および設備が講じられた優良な住宅で，国が定めた基準を満たし，函館市の認定を受けることで税や融資に関する優遇が受けられる長期優良住宅について，函館市のホームページおよび建築行政課窓口で周知を行います。

○住まいに関する環境負荷低減のための支援

・新エネルギーシステム等導入補助金【担当部署：工業振興課】

災害時の電力供給や環境負荷の低減に努め，環境に配慮したエネルギーの活用や市民意識の醸成を図るため，新エネルギーシステムを導入する市民や事業者等のほか，電気自動車等を購入する市民に対し，補助金を交付します。

○空家に係る相談体制の整備・強化【担当部署：都市整備課】

初期の窓口は都市建設部と市民部が行い，個別の内容に応じ関係部局と連携・協議し，必要な措置を講じます。また，相談内容によっては高い専門性が必要な場合もあるため，関係団体間のネットワーク化により相談窓口を強化します。

○空家の需要と供給のマッチングの促進【担当部署：都市整備課】

国の空家バンクシステム等を利用した，函館市内の空家情報の発信を検討します。
また，空家の活用相談に応じ，所有者に活用希望者の意向を伝えることでマッチングの促進を図り，空家等の活用に努めます。

○空家等における改修と除却への支援

・空家等除却支援補助金【担当部署：都市整備課】

市民が安心して生活することができる環境の形成を促進するため，倒壊する恐れがあるなどの危険な空家の解体工事に係る費用の一部を補助します。

・空家等改修支援補助金【担当部署：都市整備課】

空家を有効活用し街なかへの居住を促進するため，函館市に移住する方が空家を取得し，自らが居住するために行う改修工事の費用の一部を補助します。

施策7：マンションの適正管理の促進

○マンションにおける防災力の強化

・マンションの耐震化促進に向けた普及・啓発【担当部署：建築行政課】

旧耐震基準で建設されたマンションを対象に、耐震改修促進法や建築基準法に基づく指導・助言のほか、地震防災に関するパンフレット等を活用し、耐震化を促進するための普及啓発を行います。

施策8：市営住宅等の長寿命化の推進

○市営住宅等の長寿命化の推進【担当部署：住宅課】

市営住宅等について、将来的な住宅需要を見通し、長期的な維持管理によりライフサイクルコストの削減を進める「函館市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、団地の建替や改善、維持保全を推進します。

○市営住宅等の適正管理の推進【担当部署：住宅課】

住宅困窮者のための住宅である市営住宅等について、年々需要が高まっている単身世帯の入居要件の緩和および立ち退き等による住宅困窮者の対応などの課題解消を図ります。また、市営住宅等の効率的・効果的な活用および適正な管理を行うため、各種要件の見直しを検討し、取り組めます。

基本目標3：まちづくりと連携した快適で魅力ある住環境の形成

施策9：快適で住みやすい住環境の形成

○まちなかへの居住の促進

・都市構造再編集集中支援事業（函館駅前・大門地区）【担当部署：都市計画課】

まちなかの回遊性・滞在環境・住環境の向上と賑わいの創出を図るための道路整備等の事業のほか、まちなかにおいて住宅を取得する者に対する支援を一体的に実施し、まちなかへの居住を促進します。

○ゆとりと潤いのある住環境の整備

・ガーデンシティ函館の実現に向けた取組【担当部署：計画調整課】

歴史と景観に配慮した、デザイン性の高いまちなみを整備し、函館のまち全体が、緑あふれる公園やオープングーデンのような、見て、歩いて、感じて楽しい、美しいまちになるよう、長期的なまちづくりに取り組めます。

・公園施設の長寿命化および維持管理【担当部署：公園河川整備課，公園河川管理課】

「函館市公園施設長寿命化計画」に基づき，市内の公園施設について，中長期的に効率的な管理を行うため，修繕や適切な維持管理を行います。

・緑のまちづくりの推進【担当部署：公園河川管理課】

「函館市緑の基本計画」に基づき，官民協働による沿道花いっぱい事業や公共花壇等の緑化，ボランティアサポートプログラムによる道路の緑化を推進し，花と緑あふれる美しいまちづくりの実現に向けて取り組みます。

施策10：歴史を活かしたまちの魅力向上

○魅力ある都市景観の形成

・景観保全に関する意識啓発【担当部署：まちづくり景観課】

市街地の良好な景観の形成や歴史性豊かな伝統的建造物群の保存，その他の都市景観の形成に関わる基本的事項を定めた「函館市都市景観条例」について，函館市のホームページで情報提供を行うなど，景観保全に関する意識啓発を図ります。

・景観形成住宅等建築奨励金制度【担当部署：まちづくり景観課】

西部地区都市景観形成地域の歴史的な景観を維持していくために，地域内において函館らしい歴史的な景観に配慮して建てられた建物に対し，奨励金を交付します。

○西部地区の再整備

・西部地区再整備事業（低未利用不動産等の活用策の検討）【担当部署：まちづくり景観課】

人口減少や高齢化等によりまちの活力が低下する西部地区について，西部地区ならではの暮らしと風景を構築し，将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため，移住などによる定住人口の回復と交流人口の底上げに向け取り組みます。